

厚生労働大臣 細川 律夫 様

平成 23 年度社会福祉予算・税制等に関する重点要望書

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
政策委員会委員長 酒 井 喜 正

社会・経済状況が大きく変化するなかで、今日の貧困、失業、格差への対応、福祉人材確保、地域福祉、高齢者介護、児童家庭支援、障害者支援対策など、国民が安心して暮らすことができ、また、子どもを産み育てながら働けるよう、社会保障・社会福祉制度は引き続き拡充され、将来に向かって継続的に運営することが重要です。

こうした考えを基本として、平成 23 年度予算は、とくに次の点について、特段のご配慮ください。

1. 生活の安定を支える社会保障、社会福祉の充実

国民の生活基盤を支える医療、介護、福祉、雇用、年金、生活保護等の各制度が将来にわたって安定的に運営されるよう、財源確保等必要な対策を講じてください。

2. 福祉人材の処遇改善の推進

少子高齢化の進展により介護や保育ニーズは増大しており、今後ますます福祉・介護人材の確保・定着が重要となっています。

このため、福祉従事者の処遇改善の取り組みを引き続き進めていく必要があり、「介護職員処遇改善交付金」（介護保険事業）「福祉・介護職員の処遇改善助成金」（障害保健福祉事業）の時限的措置（平成 23 年度まで）に対する恒久化、拡充が必要です。

加えて、福祉・介護人材確保のための緊急対策（平成 23 年度まで）についても、恒久化、拡充が必要です。

新規（1）介護に関わる職種以外の従事者の処遇改善

（2）福祉人材センターの充実強化、福祉・介護人材確保のための緊急対策の拡充

3. 地域福祉の推進と拡充

地域社会では、孤立死、ホームレスといった問題や家庭内での権利侵害が増加している傾向にあり、特に認知症高齢者や知的障害者等への支援策の拡充が極めて重要になっています。

社会福祉を必要とする人びとへの経済的支援、社会的なつながりの再構築は、公民の社会福祉が協働して進めていく必要があります。現在、政府で推進している「新しい公共」においては、社会福祉法人もその役割を積極的に果たしていきたいと考えています。

- 新規（１）被保護者の社会的な居場所づくりの支援の推進
- 新規（２）貧困・困窮者の「絆」の再生の推進
- 新規（３）生活・居住セーフティネット支援事業の推進
- 新規（４）市民成年後見活動の仕組みづくりの推進
- 新規（５）パーソナル・サポート・モデルプロジェクトの実施
- （６）日常生活自立支援事業の拡充
- （７）生活福祉資金貸付事業の体制整備の推進と原資確保
- （８）安心生活創造事業の拡充
- （９）地域生活定着支援事業（矯正施設退所者）の拡充

4. 良質な介護サービス確保、高齢者老人保健福祉施策の充実

高齢者が要介護の状態になっても安心して過ごすことができる環境整備と良質な介護サービスを選択・利用できるようにすることが求められています。

- 新規（１）24時間地域巡回型訪問サービス事業等
- （２）地域介護・福祉空間整備等交付金の拡充
- （３）社会福祉法人による利用者負担軽減措置等低所得者への配慮
- （４）認知症高齢者グループホーム等の防災補強
- （５）介護予防等地域支援事業の着実な実施
- 新規（６）介護職員等によるたんの吸引等に関する研修事業（仮称）の実施
- （７）介護サービス情報公表制度支援事業（都道府県分）の充実
- （８）老人クラブ活動等助成費の充実

5. 障害者支援施策の総合的な推進

障害者総合福祉法（仮称）の制定以前に早急に対応を要する課題の整理（当面の課題）で示された課題の適切な予算措置が必要です。その他、障害者就労支援施設への官公需の仕組みの法制化や障害者権利条約の批准に向けた国内法制の整備・充実を図る必要があります。

- （１）利用者負担や法の対象となる障害の範囲（手帳を有しない障害者、難病、慢性疾患等）の検討
- （２）地域での自立した暮らしのための支援の充実
 - ・ 地域生活支援事業の確実な財源確保

- ・ 移動支援の個別給付化、重度訪問介護等の知的障害児者、精神障害者への対象拡大についての検討

(3) 新法作成準備のための調査、情報収集、試行事業実施についての予算措置

6. 保育、社会的養護施策の着実な推進

次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを社会全体で支援するため、国の総合的な子ども家庭福祉施策の拡充を図る必要があります。また、地域の実情に応じて、必要な支援策が展開されるよう、安心こども基金の期間延長と原資の増額等が必要です。

子ども手当での増額については、現金給付と現物給付のバランスをとりつつ恒久的な給付となる財源を確保することが重要です。さらに、小規模グループケア等を実現できる児童養護施設の施設整備の充実等、社会的に養護が必要な子どものための施策は大幅な改善が必要です。

(1) 安心こども基金の期間延長と原資の増額

(2) 待機児童を早期に解消するための認可保育所整備

①民間保育所運営費の拡充

国庫補助による運営費の確保

保育単価の見直しと加算措置等の拡充（食育推進加算・健康管理加算等）

②待機児童解消促進等事業の充実

家庭的保育事業の拡充

認可化移行事業の推進 等

③多様な保育サービスの提供の促進

延長保育促進事業の推進

病児・病後児保育事業の拡充

休日・夜間保育事業の推進 等

(3) 社会的養護体制の拡充と児童虐待の予防対策の推進

①児童養護施設等社会的養護が必要な子どもの受け入れ数の拡大

②里親支援の拡充

③施設の養育単位の小規模化

④乳児家庭全戸訪問事業等、児童虐待の予防対策の推進

(4) ひとり親家庭の総合的な自立支援の推進

①ひとり親家庭の就業・生活支援事業等の推進

②マザーズハローワーク事業の拡充

③自立を促進するための経済的支援の充実

7. 災害対策、感染症対策の強化

災害発生時における長期休業に対する助成等、福祉施設・事業所の事業継続が維持可能となる支援策の強化や福祉施設・事業所における感染症対策等の強化をはかる必要があります。

8. 国と地方の役割の明確化

福祉施設の最低（指定）基準は、国民・利用者が安全かつ健康で文化的な生活を送り、全国どこでも一定の質が担保された福祉サービスを利用できるよう最低限必要な設備等の基準として国が定めているものであることから、地方自治体による基準は少なくとも国の基準以上であることが本旨であり、国と地方の役割の明確を図ることが必要です。

また、地域福祉計画策定においては、住民の意見の反映規程等が見直される方向ですが、地域福祉の推進には、地域住民、事業者及びボランティアの参加協力が必要であり、地域福祉計画の策定過程においても住民参加は不可欠です。

- (1) 国による福祉・介護施設等の最低（指定）基準設定の堅持
- (2) 地域福祉計画策定における住民の意見の反映規定（社会福祉法 107、108条）の堅持
- (3) 国庫補助事業における地方自治体負担部分の確保策の強化

9. 社会福祉税制の充実

新規（1）介護費用の負担を軽減するための所得控除制度の創設（所得税、個人住民税）

新規（2）寄付の文化を醸成する寄付金税制の充実を図るための、個人が社会福祉法人等に寄付を行った場合の税額控除の創設（所得税）

- (3) 譲渡所得に関する特別控除の特例の障害者通所サービス等への範囲の拡充（所得税、法人税、個人住民税）

10. 地方交付税単価の引き上げ

- (1) 福祉活動専門員設置事業費、福祉活動指導員設置事業費の引き上げ
- (2) 民生委員・児童委員活動費及び地区民生委員協議会活動推進費の引き上げ